

社会福祉法人滑川珠美園 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人 滑川珠美園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第四十五条の三十五の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、当法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第四十五条の三十五で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 当法人は役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等の報酬等は、別表第1に定める金額の範囲内とする。
- 3 役員等に対する費用は、別表第2に定める額とする。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通過で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法

令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等の報酬（特別手当を除く。）は、理事会又は評議員会へ出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

（費用）

第5条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求があった日から延滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（端数の処理）

第6条 この規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第四十五条の三十五に定める報酬等の基準として公表するものとする。

（改定）

第8条 この規定の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

別表第1 報酬

役員等	各年度の総額が金30万円を超えない範囲で支給する
常勤理事	無報酬
非常勤役員	理事会出席の都度 8,000 円
評議員	理事会及び評議員会または重要な会議等への出席の都度 8,000 円

別表第2 費用

役員等	交通費自費及び交通諸経費として一人一律 2,000 円
常勤理事	なし
非常勤役員	理事会出席の都度 交通費自費及び交通諸経費として一人一律 2,000 円
評議員	理事会及び評議員会または重要な会議等への出席の都度 交通費自費及び交通諸経費として一人一律 2,000 円

附則

- 1 この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。